平成２２年（再ロ）第１００４号

東京都青梅市根ケ布２丁目237番地の183
再生債務者　齋藤　昌直

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月21日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第４号

青森市大字平新田字森越35番地16
再生債務者　豊巻　勝雄

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月22日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第２号

京都府南丹市園部町小山西町野本24番地１
グランドハイツ園部Ｅ棟310号
再生債務者　山内　朋之

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月22日　京都地方裁判所園部支部

平成２２年（再ロ）第１００３１号

東京都大田区山王２―42―22―205
再生債務者　山口　繁男

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号

岡山県倉敷市玉島柏島4832番地５
再生債務者　岩城　幸一

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月21日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２２年（再ロ）第２５号

神奈川県大和市深見西４丁目７番８―502号
再生債務者　佐藤　浩司

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月22日
横浜地方裁判所第３民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 11 月 1 日　静岡県教育委員会

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
(1)　中学校教諭１種免許状（保健体育）、茨城県教育委員会、静岡県、山下　徹也
(2)　高等学校教諭１種免許状（保健体育）、茨城県教育委員会、静岡県、山下　徹也
(3)　中学校教諭専修免許状（保健体育）、静岡県教育委員会、静岡県、山下　徹也
(4)　高等学校教諭専修免許状（保健体育）、静岡県教育委員会、静岡県、山下　徹也
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.e-disclose.com/ir/soumag/
（乙）http://www.e-disclose.com/ir/soumag/

平成二十二年十一月一日

福島県南相馬市原町区青葉町二丁目三番地
（甲）相馬ガス株式会社
代表取締役　渋佐　克之
福島県南相馬市原町区青葉町二丁目三番地
（乙）南相馬市ガス株式会社
代表取締役　渋佐　克之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年十二月二日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十月二十六日
掲載頁　一一七頁（号外第二一四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十月二十六日
掲載頁　一一八頁（号外第二一四号）

平成二十二年十一月一日

栃木県宇都宮市上戸祭町五二〇番地八
（甲）株式会社都市開発コンサルタント
代表取締役　小田　忠
栃木県宇都宮市上戸祭町五二〇番地八
（乙）株式会社大地
代表取締役　小田　忠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十二年十二月六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

効力発生日は平成二十三年１月１日であります。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月三十日
掲載頁　二八五頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十七日
掲載頁　一〇四頁（号外第一五七号）

平成二十二年十一月一日

東京都新宿区西新宿四丁目三四番七号
（甲）株式会社アスキー・メディアワークス　代表取締役　髙野　潔
東京都千代田区五番町六番地二号
（乙）株式会社魔法のｉらんど
代表取締役　谷井　玲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年１月１日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十月二十二日に終了しております。また、効力発生日をもって甲の商号をＪＦＥ商事エレクトロニクス株式会社に変更する決議も終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
掲載頁　一八一頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十四日
掲載頁　九十三頁（号外第一四八号）

平成二十二年十一月一日

東京都千代田区大手町二丁目七番１号
（甲）川商セミコンダクター株式会社
代表取締役　柿崎　雅彦
東京都千代田区大手町二丁目七番１号
（乙）川商エレクトロニクス株式会社
代表取締役　柿崎　雅彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年１月１日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十二日
掲載頁　一二五頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月十日
掲載頁　五十七頁（号外第一六七号）

平成二十二年十一月一日

富山県富山市奥田町九番三二号
（甲）株式会社高志インテック
代表取締役　川上　留嗣
富山県富山市牛島新町五番五号
（乙）株式会社ヒューマ
代表取締役　稲田　恵子